



|| サンプル事務所

NEWS LETTER

6月といえば梅雨。雨が多い時期となりますが、どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



06
2022

Special feature

法人版事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限の延長

- ◆特例措置延長等 印紙税改正の概要
- ◆2022年度における雇用保険料率と年度更新
- ◆減少する中小企業の付加価値額



法人版事業承継税制に係る 特例承継計画の提出期限の延長

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した改正が令和4年度税制改正により行われました。

事業承継税制とは

事業承継税制は、法人版と個人版の2種類が存在しており、法人版であれば自社株式、個人版であれば事業用資産を対象に、これらの資産を後継者へ異動するにあたっての贈与税又は相続税の納税を猶予及び免除する制度です。

対象となる会社又は個人事業者・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内に申告を行うとともに猶予税額及び利子税の額相応の担保を提供する必要があります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行うなど一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等一定の事由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

令和4年度税制改正

令和4年度税制改正により行われた改正

は、法人版事業承継税制の特例措置に係る部分です。具体的には、特例措置の適用を受けるための「**特例承継計画**」の提出期限が**1年延長**され、令和6年（2024年）3月31日となりました。

留意点

法人版事業承継税制の「特例承継計画」の提出期限は延長されましたが、**特例措置の適用期限は延長されていない**点に留意します。

また、個人版事業承継税制を適用するには「**個人事業承継計画**」の提出が必要となります。この適用期限は、法人版事業承継税制による改正後の提出期限と同日です。他方、適用期限は異なっていますので、法人版と個人版で期限を見誤らないように注意しましょう。

事業承継税制	特例（個人事業）承継計画の提出期限	制度の適用期限
法人版（特例措置）	令和6年3月31日	令和9年12月31日
個人版	令和6年3月31日	令和10年12月31日

提出した計画を実行しなくても問題ありません。不測の事態を想定して計画の提出をしておく、という方法もあります。計画の提出にご興味のある方は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

特例措置延長等 印紙税改正の概要

一定の契約書や領収書などを作成したときは印紙税が課されますが、印紙税額が軽減されたり、非課税とされたりするなどの期間限定の特例措置が設けられている場合があります。この特例措置の期限が令和4年度税制改正により延長されました。主な改正項目を確認します。

印紙税とは

印紙税とは、定められた20種類の課税文書に対して課す税金のことをいいます。また印紙税は、その課税文書を作成した者が納税義務者となり、原則、印紙税相当額の収入印紙を文書に貼り付けて、印章や署名などによりその収入印紙を消印して納めます。

20種類の文書と非課税文書

(1) 課税文書

20種類の課税文書とは、印紙税法別表第一の課税物件表に掲げられている20種類の文書により証されるべき事項を証明する目的で作成されたもののうち、非課税文書に該当しない文書をいいます。

【文書の種類（一例）】

- 不動産等の譲渡、地上権又は土地の賃貸借の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書（第1号文書）
- 請負に関する契約書（第2号文書）
- 約束手形、為替手形（第3号文書）
- 定款（第6号文書）
- 継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）
- 金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）

(2) 非課税文書

非課税文書とは、課税物件表に掲げられている文書のうち、次のいずれかに該当する文書をいいます。

- 受取金額が5万円未満の領収証(第17号文書)など、課税物件表の非課税物件の欄に掲げる文書
- 国、地方公共団体又は日本赤十字社など印紙税法別表第二に掲げる者が作成した文書
- 一定の者が作成した非課税文書(印紙税法別表第三)
- 特別の法律により非課税とされる文書

主な令和4年度税制改正項目

印紙税に関する主な令和4年度税制改正項目は以下のとおりです。

(1) 軽減措置の適用期限の延長

課税文書に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書については、印紙税を軽減する措置が設けられています。この適用期限が令和6年(2024年)3月31日まで2年延長されました。

(2) 非課税措置の適用期限の延長

次のように適用期限が延長されました。

非課税措置の対象となる文書	改正後の適用期限
新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書	令和5年3月31日 (1年延長)
特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書	令和7年3月31日 (3年延長)

国税庁ホームページなどから最新の印紙税額一覧表を入手しましょう。

2022年度における 雇用保険料率と年度更新

雇用保険料率は財政状況に応じて毎年度見直しが行われており、2022年度の雇用保険料率は3月末に決定しました。例年と異なり、年度途中でも雇用保険料率が変更となります。

2022年度の雇用保険料率

雇用保険の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激に悪化しました。一方で、コロナ禍で雇用保険料率が引き上げられることに対する労使の負担感も踏まえ、2022年度については段階的に引き上げられることになりました。

具体的には下表のとおり、上期（2022年4月1日から9月30日まで）と下期（2022年10月1日から2023年3月31日まで）に分けて変更されます。上期の雇用保険料率は、2021年度と比較し、会社負担が0.5/1,000引き上げられるのみとなりました。そのため、給与から控除する従業員負担の雇用保険料率を変更する必要はありません。

注意が必要な年度更新

2021年度の確定保険料と2022年度の概算保険料を申告・納付する2022年度の年度更新では、2022年度の概算保険料（雇用保険分）について、上期の概算保険料額と、下期の概算保険料額を賃金集計表で計算し、その合計額を2022年度の概算保険料として納付することになっています。

例年であれば、前年度の賃金額の合計を集計することで、確定保険料と概算保険料を算出できますが、2022年度の年度更新は複雑になります。年度更新申告書に同封される厚生労働省のパンフレットを確認して、集計に誤りのないよう注意して進めましょう。

2022年度の雇用保険料率

[上期] 2022年4月1日～2022年9月30日

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

[下期] 2022年10月1日～2023年3月31日

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

これまでは雇用保険の財政が安定していたことから、雇用保険料率は低く抑えられていました。2022年度は上期からの急激な引き上げは見送られたものの、下期の引き上げは従業員の生活に影響が出てくることもあるでしょう。従業員への早めの周知を検討したいものです。

減少する中小企業の付加価値額

最低賃金の上昇や原材料等の値上げなど、企業にとってコスト増となる要因が増えています。こうした状況下では、生産性の向上が不可欠です。ここでは、生産性向上を考える際の参考に、3月に発表された調査結果*から、中小企業の付加価値額をご紹介します。

1 企業あたりは8,049 万円

上記調査結果から、産業別に1企業あたりおよび従業員1人当たりの付加価値額をまとめると、下表のとおりです。

2020年度の1企業当たりの付加価値額は、法人企業合計で8,049万円でした。前年度から7.2%の減少です。

産業別にみると、運輸業、郵便業が1億8,461万円で最も高く、製造業とサービス業（他に分類されないもの）も1億円を超えています。一方で不動産業、物品賃貸業と小売業、宿泊業、飲食サービス業、学術研究、専門・技術サービス業は5,000万円台でした。すべての産業で前年度比マイナスです。

1 人あたりは521 万円

次に2020年度の従業員1人当たりの付加価値額をみると、前年度比4.0%減少の521万円となりました。

産業別では不動産業、物品賃貸業だけが1,000万円を超えました。一方、宿泊業、飲食サービス業は200万円台となっています。なお、前年度比がプラスになったのは、不動産業、物品賃貸業と卸売業だけという状況です。

1企業あたり、従業員1人あたりともに、付加価値額が減少した産業が多い結果となりました。貴社の付加価値額はいかがでしょうか。

中小企業（法人企業）の付加価値額（万円、%）

	1企業あたり			従業員1人あたり		
	2019年度	2020年度	前年度比	2019年度	2020年度	前年度比
法人企業合計	8,673.2	8,049.4	-7.2	542.2	520.6	-4.0
建設業	6,566.0	6,044.3	-7.9	663.2	634.9	-4.3
製造業	14,492.4	14,358.5	-0.9	597.7	588.3	-1.6
情報通信業	12,121.9	9,939.6	-18.0	660.4	629.7	-4.6
運輸業、郵便業	22,550.3	18,461.0	-18.1	516.8	486.0	-5.9
卸売業	9,123.0	8,974.7	-1.6	663.8	674.5	1.6
小売業	5,258.3	5,222.0	-0.7	381.4	364.0	-4.6
不動産業、物品賃貸業	5,443.2	5,361.8	-1.5	928.6	1,056.7	13.8
学術研究、専門・技術サービス業	6,150.5	5,042.4	-18.0	750.9	631.7	-15.9
宿泊業、飲食サービス業	5,495.3	5,097.1	-7.2	261.3	213.9	-18.1
生活関連サービス業、娯楽業	8,732.0	6,875.4	-21.3	468.2	384.3	-17.9
サービス業（他に分類されないもの）	10,722.5	10,093.1	-5.9	397.6	360.1	-9.4

経済産業省「令和3年中小企業実態基本調査速報」より作成

*経済産業省「令和3年中小企業実態基本調査速報」

一定の条件で抽出した約11.3万社の中小企業を対象に実施された調査です。有効回答率は44.9%です。ここでの付加価値額は以下のように算出しています。
付加価値額＝（売上原価のうち労務費、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、地代家賃、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費） 詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220330005/20220330005.html>

テレワークを継続したい割合は80%超

業種や職種によって向き不向きがあるテレワークですが、コロナ禍で導入が進んでいます。ここでは3月に発表された調査結果*から、テレワークの現状や労働者の意向などを確認します。

テレワークの現状

上記調査結果によると、雇用型就業者（企業や団体等の正社員・職員、パート・アルバイト等）のうち、勤務先にテレワーク制度が導入されている割合が2021年度に40.0%となりました。前年度から1.2ポイントの増加です。2019年度以前は20%にも満たない状況でしたから、導入企業が増えていることがわかります。また、2021年度の雇用型就業者数に占める雇用型テレワーカー（雇用型就業者でテレワークをしている人）の割合は27.0%で、過去最高となりました。

高いテレワーク継続意向

コロナ禍で導入が進んだテレワークですが、コロナ収束後もテレワークを続けたいと考える雇用型テレワーカーが多いようです。

同調査結果によると、雇用型テレワーカーの89.4%が今後もテレワーク継続意向があるとしています。また、コロナ収束後についても84.0%が継続意向ありとしています。その理由をまとめると、下表のとおりです。

全体の結果をみると、通勤時間の有効活用の割合が最も高く42.5%でした。次いで、通勤の負担軽減が30.2%となりました。また仕事環境の改善が10%を超えています。職種別でも、理由の上位3項目は全体の結果と同様です。

労働者の中には、退職理由にテレワークがなくなったことを挙げる人や、志望動機にテレワークがあることを理由にする人がいます。人材の採用や流出防止にも寄与することがありますので、多様な働き方の一つの方法として、今後もテレワークの導入企業は増えることが考えられます。

テレワークの継続意向ありの理由 (%)

	全体	営業	管理職	事務職
通勤時間の有効活用	42.5	44.9	44.6	41.8
通勤の負担軽減（コロナ対策としての密回避は除く）	30.2	27.0	31.1	30.0
家庭の事情（育児・子育て、介護等）に対応するため	8.0	7.6	4.8	9.5
個人の事情（病気・けが、資格取得、兼業・副業、趣味等）に対応するため	3.6	2.9	3.0	4.1
仕事環境の改善（仕事の効率化、職場でのストレス軽減等）	13.1	15.0	13.2	12.6
事業継続対策として（コロナ対策を除く）	2.2	2.3	2.9	1.7
その他	0.5	0.3	0.3	0.3

国土交通省「令和3年度テレワーク人口実態調査」より作成

*国土交通省「令和3年度テレワーク人口実態調査」

就業者4万人を対象に2021年10月から11月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000085.html

お仕事備忘録

WORK REMINDER

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

01 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）



住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

02 個人住民税の納期の特例



給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をして承認を受けることで毎月納入する特別徴収税額について納期の特例が受けられます。納入期限は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

03 労働保険の年度更新



労働保険の年度更新時期です。7月11日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。なお、特定法人（資本金が1億円超の会社等）は、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務付けられています。

04 賞与支払届の提出



賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

05 障害者、高年齢者雇用状況の確認



障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

06 改正公益通報者保護法の施行



6月1日より改正公益通報者保護法が施行され、保護される人や通報対象事実の範囲が拡大されます。また、従業員数が300名を超える事業者には、内部通報に適切に対応するために必要な措置として、内部通報窓口の設置等が義務付けられます。

07 梅雨どきの対策



雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

◆浸水などの災害対策の確認

◆湿気などによる不良在庫の発生防止

◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策

◆降雨による自動車事故の防止

◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	水	先勝	<ul style="list-style-type: none"> ●労働保険の年度更新（～7月11日） ●高卒者の求人票受付開始 ●2023年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日
2	木	友引	
3	金	先負	
4	土	仏滅	
5	日	大安	
6	月	赤口	芒種
7	火	先勝	
8	水	友引	
9	木	先負	
10	金	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（5月分） ●個人住民税の納期の特例納期限（前年12～当年5月分）
11	土	大安	
12	日	赤口	
13	月	先勝	
14	火	友引	
15	水	先負	
16	木	仏滅	
17	金	大安	
18	土	赤口	
19	日	先勝	
20	月	友引	
21	火	先負	夏至
22	水	仏滅	
23	木	大安	
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	
29	水	赤口	
30	木	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）